

介護保険システム等標準化検討会（第3回）

令和6年3月8日 【資料2】

介護保険システム等標準化検討会 （第3回）

標準仕様書第2.1版から第3.0版案
の変更概要等

令和6年3月8日

事務局提出資料

1. 標準仕様書第3.0版案の対応内容と残課題 P2-3
2. 全国意見照会(令和6年1月29日(月)~2月9日(金))の結果 P4
3. 各検討論点の対応概要 P5-14
 - ・検討論点1: 第9期介護保険制度見直し・介護報酬改定の対応(検討中の内容を含む)
 - ・検討論点2: 指定都市要件の「再検討」等について必要な要件の追加
 - ・検討論点3: 指定都市要件の指定都市以外の市区町村への拡大
 - ・検討論点4: 標準化PMOツールのご意見等を踏まえた見直し
4. 主な継続検討事項や確認事項 P15

1. 標準仕様書第3.0版案の対応内容と残課題(1/2)

○ 各検討論点に対して、標準仕様書第3.0版案で対応した内容及び残課題は、以下のとおりとなります。

No	検討の論点	見直しの契機	検討時期			第3.0版案への反映内容と残課題
			11月WT	1月WT	2月WT	
1	第9期介護保険制度見直し・介護報酬改定の対応 (全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による改正内容を含む。)	制度改正	—	○	—	<p>第1号保険料に関する見直しによる保険料段階数や標準乗率は管理項目やシステム印字項目として規定してはいるものの、数値自体を規定しているものではないため、標準仕様書への反映不要であった。</p> <p>介護報酬改定(介護報酬改定率、多床室の室料負担、基準費用額(居住費))についても、今回の改正内容は標準仕様書の見直し等は特段発生していない。</p> <p>なお、施行時期が令和7年8月とされている多床室の室料負担について、標準仕様書の見直しは今後の検討状況を踏まえ、反映の必要がある場合は令和6年度に行う予定としている。</p> <p>【対応完了】 上記以外で省令等の改正予定を踏まえ、2月WT以後の対応として帳票レイアウト等を修正している。</p>

1. 標準仕様書第3.0版案の対応内容と残課題(2/2)

No	検討の論点	見直しの契機	検討時期			第3.0版案への反映内容と残課題
			11月 WT	1月 WT	2月 WT	
2	指定都市要件の「再検討」等について、必要な要件を追加	制度改正以外	—	○	—	【対応完了】 指定都市要件検討分科会における検討結果を踏まえ、必要な機能を第3.0版案に反映している。
3	指定都市要件の指定都市以外の市区町村へ拡大 ・指定都市要件の「成案」で、第2.1版に反映済の機能(16件)について必要な機能 ・検討の論点2で追加となった機能について必要な機能	制度改正以外	—	○	—	【対応完了】 指定都市機能のうち、人口規模や大量処理のために必要な機能で標準化PMOツール等で意見をいただいている要件を拡大対象として、第3.0版案に反映している。
4	標準化PMOツールや関係省庁、検討会構成員からのご意見・ご質問等を踏まえた見直し	制度改正以外	○	○	○	【対応完了】 令和5年度に寄せられたご意見について、WTの検討を踏まえて第3.0版案に反映している。 【継続検討】 介護DX関連、事業所情報の一括登録等について、令和6年度以降の検討としている7件のご意見については、令和6年度に申し送りしている。

※ 正誤対応も行っており、第3.0版案に含めております。改定種別が「補記」・「訂正」としている機能が正誤対応に該当します。

※ 第3.0版案と整合するデータ要件・連携要件(基本データリスト、機能別連携仕様)は、令和6年4月改定で予定されています。

2. 全国意見照会(回答団体数と意見数、意見集約結果)

- 全国意見照会(令和6年1月29日(月)～2月9日(金))のご意見は、276団体から寄せられ、意見あり団体が**45団体**で、意見数は**228件**であった。

自治体分類 (保険者数)	提出あり 団体数	意見あり 団体数	意見数	意見数内訳												
				本編	共通	資格	賦課	収納	滞納	受給	認定	給付	統計	総合	その他	
指定都市(20)	9	5	123	2	17	2	9	6	6	15	46	15	0	5	0	
中核市(61)※	18	12	32	5	3	1	3	5	0	0	8	5	0	1	1	
特別区(23)	7	3	9	0	1	0	3	0	0	0	5	0	0	0	0	
市町村(1,427)	239	24	63	2	9	0	13	1	0	3	10	14	1	0	10	
広域連合(40)	3	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
合計(1,571)	276	45	228	9	31	3	28	12	6	18	69	34	1	6	11	

※ 中核市の団体数は62であるが、1団体は広域連合を構成しているため集計上は61団体としている。

- **228件**のご意見のうち、**8件に対して第3.0版案へ反映**している。
 ○ 2件は、検討課題一覧にて管理済の検討課題と同意見であり、新たな課題は発生していない。

対応方針	対応件数
第3.0版案へ反映	8
未対応(規定済、代替可等)	218
継続検討	2
合計	228

3. 検討論点1: 第9期介護保険制度見直し・介護報酬改定の対応(1/2)

検討中の内容を含む

○ 第9期介護保険制度見直しに関連し、省令等の改正が行われる予定で、以下の対応を行っている。
 なお、改正内容によって今後更なる変更が行われる可能性があることに留意いただきたい。

① 介護療養型医療施設が令和5年度末に廃止となることを踏まえ、帳票「受給-21_介護保険負担限度額認定証」の
 項目名「従来型個室(老健・療養等)」を「従来型個室(老健・医療院等)」へ変更

「受給-21_介護保険負担限度額認定証」の修正(案)

介護保険負担限度額認定証									
交付年月日									
被 保 険 者	番 号								
	住 所								
	フリガナ								
	氏 名								
	生年月日								
	適用年月日	から							
	有効期限	まで							
食費の負担限度額	(介護予防)短期入所生活(療養)介護 その他のサービス								
居住費又は滞在費 の負担限度額	ユニット型個室 ユニット型個室的多床室 従来型個室(特養等) 従来型個室(老健・医療院等) 多床室								
保 険 者 番 号 並 び に 保 険 者 の 名 称 及 び 印	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> <td style="width: 20px;"> </td> </tr> </table> <p>●●市介護保険課 123-4567 ●●市●●1-2-3 ○○市(町村) 印 987-6543-2111</p>								

「従来型個室(老健・療養等)」を「従来型個室(老健・医療院等)」へ変更

項目名変更により、以下の標準仕様書を変更予定しています。

No	標準仕様書の該当箇所	変更内容
1	<機能・帳票要件> 6.受給者管理 機能ID 0230529(6.1.5.)	管理項目名の変更 修正前:「従来型個室(老健・療養等)」 修正後:「従来型個室(老健・医療院等)」
2	<機能・帳票要件> 8.給付管理 機能ID 0230848(8.1.12.) 機能ID 0230849(8.1.13.)	管理項目名の変更 修正前:「居住費(従来型個室(老健・療養等))」 修正後:「居住費(従来型個室(老健・医療院等))」
3	<帳票詳細要件> 6.受給者管理 帳票ID 0230089(受給-21) 通番16	システム印字項目名の変更 修正前:「従来型個室(老健・療養等)」 修正後:「従来型個室(老健・医療院等)」
4	<帳票レイアウト> 帳票ID 0230089 受給-21_介護保険負担限度額認定証	左図のとおり。 なお、裏面の文章も同様に 変更

3. 検討論点1: 第9期介護保険制度見直し・介護報酬改定の対応(2/2)

検討中の内容を含む

② 地域包括支援センターの体制整備等に関する制度改正により、令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになることに伴い、以下の2帳票の項目名等を変更

<帳票レイアウト>

給付-02_介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書

総合-03_介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書

「給付-02_介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書」の修正(案)

参考: 令和5年度 全国介護保険担当課長会議資料(総務課)P5

区分 新規・変更	
被保険者氏名 フリガナ	被保険者番号
	個人番号
	生年月日
介護予防サービス計画作成依頼(変更)する介護予防支援事業者	
介護予防支援事業所名	介護予防支援事業所の所在地 〒
	電話番号
介護予防支援事業所番号	サービス開始(変更)年月日 年 月 日
介護予防支援事業所等を変更する場合の理由等	
※変更する場合のみ記入してください。	
以下は、居宅介護支援事業者が地域包括支援センターから介護予防支援を受託する場合のみ記入してください。	
居宅介護支援事業所名	居宅介護支援事業所の所在地 〒
	電話番号
居宅介護支援事業所番号	サービス開始(変更)年月日 年 月 日
居宅介護支援事業所等を変更する場合の理由等	
※変更する場合のみ記入してください。	
〇〇市(町村)長 様	
上の介護予防支援事業者に介護予防サービス(固定文言)を提供することを届出します。	
年 月 日	〒
住所	
被保険者	電話番号
氏名	

地域包括支援センターの体制整備等

改正の趣旨

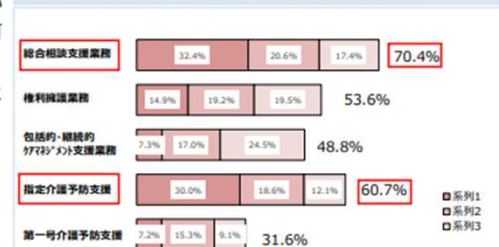
- 地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や業務は増大。
- このため、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援(介護予防ケアプランの作成等)や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る。

改正の概要・施行期日

- 要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所(ケアマネ事業所)も市町村からの指定を受けて実施できることとする。その際、指定を受けたケアマネ事業所は、市町村や地域包括支援センターとも連携を図りながら実施することとする。
- 地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等に委託することを可能とする。その際、委託を受けたケアマネ事業所は、市町村等が示す方針に従って、業務を実施することとする。

施行期日: 令和6年4月1日

負担に感じる業務(上位3つまで) ※1037センターからの回答を集計

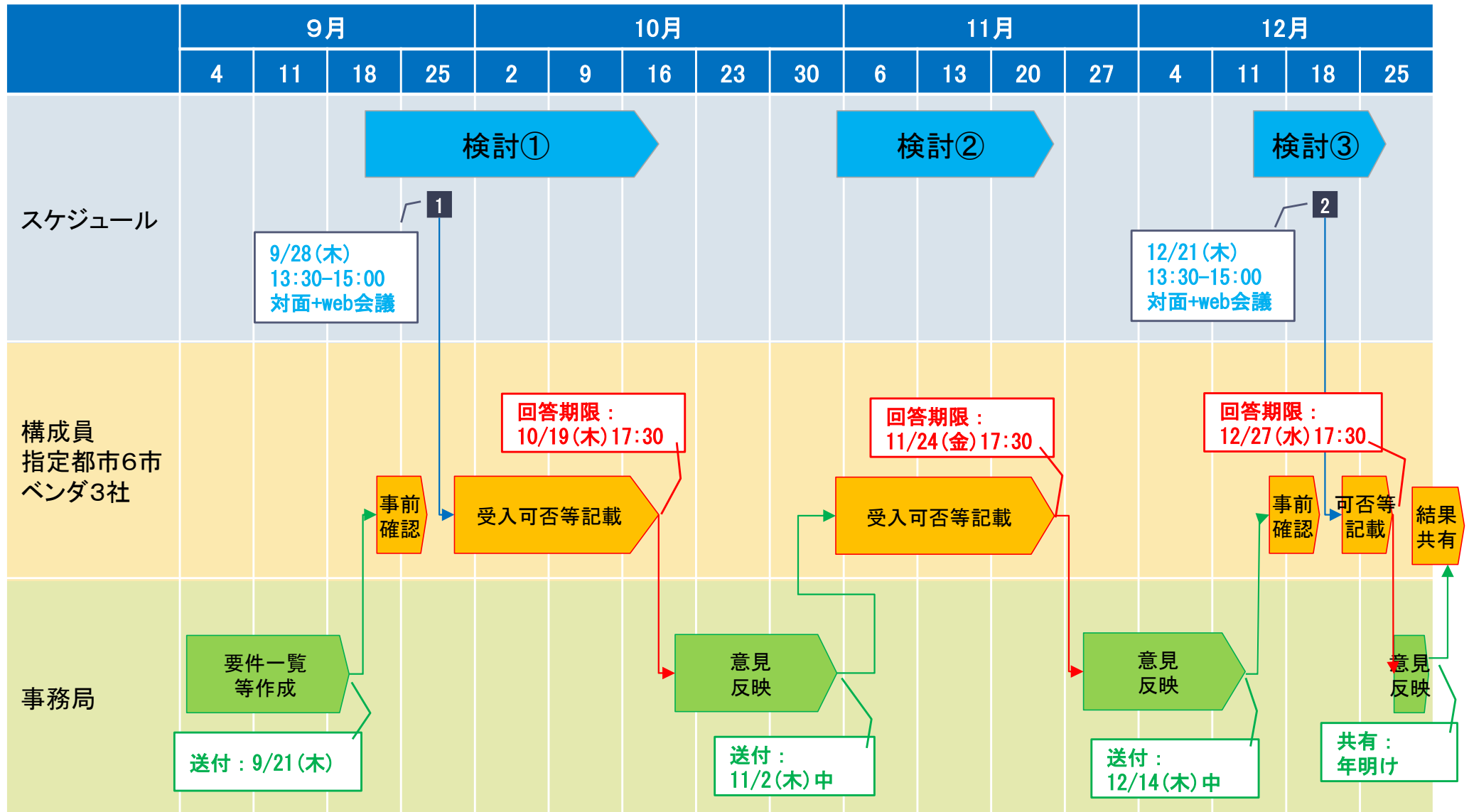


居宅介護支援事業者が地域包括支援センターから介護予防支援を受託する場合について、明示的に記載

なお、「総合-03_介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」も項目名等を修正予定。

4. 検討論点2: 指定都市要件の「再検討」等について必要な要件の追加(1/2)

- 第2回介護保険システム等標準化検討会(令和5年9月15日開催)において、「再検討」等に関する指定都市要件は指定都市要件検討分科会で検討することとし、以下のスケジュールで検討しています。



4. 検討論点2: 指定都市要件の「再検討」等について必要な要件の追加(2/2)

○ 指定都市要件の「再検討」等について検討した結果は、以下のとおりとなります。

指定都市要件	標準化検討会(9月15日開催)の内容		最終結果			
145件	129件	標準化の対象外である独自事業や独自帳票の機能追加等であるため、指定都市分科会での検討対象外とする	123件 ※ 規定済(65件)、検討対象外(58件)			
	16件 ※当初	指定都市要件検討分科会で検討する 第1回:9/28、第2回:12/21の2回実施済 第1回から第2回の間資料確認を1回実施	合計	合意	不合意	継続検討
			22件	17件	3件	2件

分科会で検討した合計22件の主な合意／不合意の内訳

要件の分類	合意	合意の主なもの	不合意	不合意のもの
1.機能要件の追加 (4件)	3件	【大量処理や事務処理上、必要な機能】 ・対象者検索における複数指定による検索機能 ・処理状況を識別できるバーコード等の印字機能 ・滞納者の連帯納付義務者の管理機能	1件	事業所情報の一括更新機能追加については、更新対象とする管理項目を自治体構成員に確認したが規定済の項目以外に必要とする項目は無しとの回答であったため、機能追加の合意に至らなかった。
2.管理項目の追加 (4件)	4件	【事務処理上、必要な項目】 ・滞納管理の項目(差押に関する項目、利害関係者情報、地区コードなど) ・認定管理の謝金項目(請求書受理日) 等	0件	—
3.実装必須へ変更 (2件)	2件	【事務処理上、必須な機能】 ・大量帳票等における電子ファイルの作成・出力機能 ・保険料賦課の一覧確認機能	0件	—
4.帳票の追加 (6件)	4件	【大量帳票のために必要な様式】 ・口座振替開始(変更)のお知らせ(ハガキ様式) ・介護保険高額介護(予防)サービス費支給(不支給)のお知らせ(受領委任払)(ハガキ様式)	2件	帳票「認定調査委託料の請求書」のレイアウト追加については、自治体構成員に取りまとめた様式案の提示を依頼したが複数案の提示があり、独自様式で標準仕様への採用が難しいことから機能追加の合意に至らなかった。(2件は同意見)
5.その他(4件)	4件	・機能要件の詳細化(補記) 等	0件	—

継続検討の2件は検討課題に追加しています。合意した17件は標準仕様書第3.0版案へ反映済となります。

5. 検討論点3: 指定都市要件の指定都市以外の市区町村への拡大(1/4)

【再掲】第3回WT
(R6.1.12) 資料2

○ 指定都市向けの機能を指定都市以外に拡大するかについて、人口規模や大量処理のために必要な機能と考えられるものを拡大対象として、以下のとおり整理しております。

- ① 指定都市要件の「成案」で第2.1版に反映済の機能(16件)のうち、指定都市以外に拡大する機能案(14件)
※「資料3_指定都市要件「成案」第2.1版反映済_指定都市以外への拡大」に、拡大対象/対象外、理由、機能IDを記載

No	協議案_管理番号	中項目	第2.1版 機能ID		第3.0版案 機能ID	対応概要
			全市区町村	指定都市		
1	10、20	3.1.保険料賦課共通	0230345、0230346 0230347、0230348	0238004、0238005 0238006、0238007	0231370、0231371 0231372、0231373	機能要件の統合による 削除と新規付番
2	11	3.1.保険料賦課共通	0230350	0238008	0231374	同上
3	12	3.1.保険料賦課共通	0230354	0238009	0231375	同上
4	30	4.8.督促 ※	0230479	0238010	0231384	同上
5	34	7.1.要介護/要支援 認定申請	0230665	0238011	0231389	同上
6	41、52、74	1.6.帳票出力機能	—	0238001	0231367	要件の対象拡大による 削除と新規付番
7	47	2.1.住民情報異動等に 伴う資格異動	0230265	0238003	0230265	要件の補足を反映 (機能ID変更なし)
8	80	7.5.要介護/要支援 認定	0230743、0230744 0230745	0238015、0238016 0238017	0231393、0231394 0231395	機能要件統合による 削除と新規付番
9	94	7.1.要介護/要支援 認定申請	0230668	0238012	0231390	同上
10	139	7.2.認定調査	0230688	0238013	0231391	同上
11	143	7.3.意見書作成	0230704	0238014	0231392	同上

※ 第2.1版では中項目「5.2.督促」であるが、第3回WTでの対応により第3.0版案にて「4.8.督促」へ変更。

5. 検討論点3: 指定都市要件の指定都市以外の市区町村への拡大(2/4)

【再掲】第3回WT (R6.1.12) 資料2

○ ①の反映としては主に以下のとおりになります。

[反映例]No.2(協議案_管理番号 11) 中項目「3.1.保険料賦課共通」 対応概要:機能要件の統合による削除と新規付番
→ 機能ID 0230350、0238008を削除し、機能ID 0231374を追加しています。

機能・帳票要件 ※小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。 [実装区分] ◎:実装必須機能、○標準オプション機能、×:実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
3-保険料賦課	3.1-保険料賦課共通	3.1.22	修正	0230350	納入通知書と別帳票として「特別徴収開始通知書」を出力できること。 ※1一括出力もできること ※2 特別徴収開始通知書について、以下の山分けができること ・ 賦課年度単位 ※3 ハガキサイズの様式での出力もできること ※4 ハガキ様式については、プレプリント様式を用いた出力ができること ＜特別徴収開始通知書(ハガキ様式)＞ ■帳票詳細要件シート:賦課-06■	○		【第3.0版】機能ID 0231374に変更	

機能・帳票要件(指定都市) [実装区分] ◎:実装必須機能、○標準オプション機能、×:実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
3-保険料賦課	3.1-保険料賦課共通		修正	0238008	納入通知書と別帳票として「特別徴収開始通知書」を出力できること。 ※1一括出力もできること ※2 特別徴収開始通知書について、以下の山分けができること ・ 賦課年度単位 ・ 郵便局別(地区管理コード別) ※3 ハガキサイズの様式での出力もできること ※4 ハガキ様式については、プレプリント様式を用いた出力ができること ＜特別徴収開始通知書(ハガキ様式)＞ ■帳票詳細要件シート:賦課-06■	○	人口規模や大量処理のために必要な機能 機能ID 0230350に関連する要件である。 山分けについて、特別徴収開始通知書を一括出力した場合に、特別徴収開始通知書の紙またはデータを賦課年度単位に分割して出力することができる。 例) 賦課年度単位に山分けをする場合 ・ 賦課年度2020年度分の特別徴収開始通知書(紙またはデータ) ・ 賦課年度2021年度分の特別徴収開始通知書(紙またはデータ) プレプリント様式を用いた出力は、帳票詳細要件に定めるシステム印字項目のみをシステムより印字する。なお、帳票レイアウトは実装必須機能の欄に記載している様式と同様の様式で固定文言や枠線等があらかじめ印刷された用紙とする。	2023年3月-指定都市要件として詳細化【第3.0版】機能ID 0231374に変更	

変更箇所は、※2の山分け単位について、「郵便局別(地区管理コード別)」を指定都市だけでなく、市区町村にも拡大。

機能・帳票要件 ※小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。 [実装区分] ◎:実装必須機能、○標準オプション機能、×:実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
3-保険料賦課	3.1-保険料賦課共通	3.1.22	修正	0231374	納入通知書と別帳票として「特別徴収開始通知書」を出力できること。 ※1一括出力もできること ※2 特別徴収開始通知書について、以下の山分けができること ・ 賦課年度単位 ・ 郵便局別(地区管理コード別) ※3 ハガキサイズの様式での出力もできること ※4 ハガキ様式については、プレプリント様式を用いた出力ができること ＜特別徴収開始通知書(ハガキ様式)＞ ■帳票詳細要件シート:賦課-06■	○	山分けについて、特別徴収開始通知書を一括出力した場合に、特別徴収開始通知書の紙またはデータを賦課年度単位に分割して出力することができる。 例) 賦課年度単位に山分けをする場合 ・ 賦課年度2020年度分の特別徴収開始通知書(紙またはデータ) ・ 賦課年度2021年度分の特別徴収開始通知書(紙またはデータ) プレプリント様式を用いた出力は、帳票詳細要件に定めるシステム印字項目のみをシステムより印字する。なお、帳票レイアウトは実装必須機能の欄に記載している様式と同様の様式で固定文言や枠線等があらかじめ印刷された用紙とする。 【第3.0版】人口規模や大量処理のために必要な機能であるため、指定都市要件から変更	【第3.0版】機能ID 0230350、0238008から変更	

5. 検討論点3: 指定都市要件の指定都市以外の市区町村への拡大(3/4)

② 指定都市要件の「再検討」で第3.0版案に追加となった機能(17件)のうち、指定都市以外に拡大する機能案(15件)

【再掲】第3回WT
(R6.1.12) 資料2

※「資料4_指定都市要件検討分科会における検討要件一覧_指定都市以外への拡大」に、拡大対象/対象外、理由、機能IDを記載

No	協議案_管理番号	中項目	第2.1版 機能ID	第3.0版案 機能ID	対応概要
1	13、22、152	3.6.口座振替依頼	—	0231377	帳票出力機能の追加による新規付番
2	33	8.8.高額サービス費	—	0231398	同上
3	48	3.5.月割賦課	0230384	0231376	要件の詳細化に伴う削除と新規付番
4	81	1.4.台帳管理機能	—	0231366	機能の追加による新規付番
5	90、132	4.7.納付証明書発行	0230456	0231378	要件の追加に伴う削除と新規付番
6	92	5.1.滞納共通管理	—	0231386	情報の管理機能の追加による新規付番
7	111、169	5.1.滞納共通管理	0230461	0231385	管理項目追加・補足の追記に伴う削除と新規付番
8	117	1.6.帳票出力機能	—	0231368	機能の追加による新規付番
9	131	3.1.保険料賦課共通	0230326	0231369	要件の詳細化に伴う削除と新規付番
10	145	7.9.謝金・報酬支払	0230813、0230818	0231396、0231397	管理項目追加に伴う削除と新規付番
11	166	5.4.滞納処分	0230492	0231387	管理項目追加に伴う削除と新規付番

5. 検討論点3: 指定都市要件の指定都市以外の市区町村への拡大(4/4)

【再掲】第3回WT
(R6.1.12) 資料2

○ ②の反映としては主に以下のとおりになります。

[反映例]No.3(協議案_管理番号 48) 中項目「3.5.月割賦課」 対応概要:要件の詳細化に伴う削除と新規付番
→ 機能ID 0230384を削除し、機能ID 0231376を追加しています。

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。

【実装区分】◎: 実装必須機能、○標準オプション機能、×: 実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
3 保険料賦課	3.5 月割賦課	3.5.3.	修正	0230384	月割賦課更正を行う前にデータ更新を行わず、想定される結果を一覧で確認できること。	◎		【第3.0版】機能ID 0231376に変更	令和8年4月1日



機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。

【実装区分】◎: 実装必須機能、○標準オプション機能、×: 実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
3 保険料賦課	3.5 月割賦課	3.5.3.	修正	0231376	月割賦課更正を行う前にデータ更新を行わず、想定される賦課処理結果を自動判定し、一覧で確認できること。	◎	当機能要件にて、介護保険法第200条の2に倣い、過年度分の保険料における賦課決定可否等も確認することを想定している。 【第3.0版】指定都市要件検討分科会での議論の結果、要件の内容を詳細化するため変更	【第3.0版】機能ID 0230384から変更	令和8年4月1日

変更箇所は、機能要件の内容を
詳細化し、「要件の考え方・理
由」に考え方を補記しています。

[反映例]No.1(協議案_管理番号 13、22、152) 中項目「3.6.口座振替依頼」 対応概要:帳票出力機能の追加による新規付番
→ 機能ID 0231377を追加しています。

機能・帳票要件 ※ 小項目には機能ID (旧) のIDを設定している。

【実装区分】◎: 実装必須機能、○標準オプション機能、×: 実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定 した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分	要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
3 保険料賦課	3.6 口座振替依頼		新規追加	0231377	口座振替依頼のあった被保険者について、「口座振替開始(変更)のお知らせ」を出力できること。 ※1 一括出力もできること ※2 プレプリント様式を用いた出力ができること <口座振替開始(変更)のお知らせ(ハガキ様式)> ■帳票詳細要件 シート: 賦課-15■	○	プレプリント様式を用いた出力は、帳票詳細要件に定めるシステム印字項目のみをシステムより印字する。なお、帳票レイアウトは実装必須機能の欄に記載している様式と同様の様式で固定文言や枠線等があらかじめ印刷された用紙とする。 当要件にかかる運用を介護保険システム以外(統合取滞納管理機能)にて実施する場合は、デジタル庁にて定める「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」のとおりである。 【第3.0版】指定都市要件検討分科会での議論の結果、人口規模や大量処理のため新規追加	【第3.0版】にて新規追加	

機能要件を新規追加しています。
新たな帳票の追加となりますので、
帳票詳細要件と帳票レイアウトも
追加しています。

6. 検討論点4: 標準化PMOツールのご意見等を踏まえた見直し(1/2)

○ 標準化PMOツールのご意見等を踏まえた標準仕様書の改定は、以下のとおり対応しております。

標準仕様書	対応件数			主な対応内容
	追加	修正	削除	
介護保険システム標準仕様書(本編)	なし	なし	なし	標準化PMOツールのご意見等による対応は無し
(別紙1)業務フロー	1件	なし	1件	大項目「5.滞納管理」に規定する「5.2.督促」機能を、大項目「4.保険料収納」に属するよう見直している
(別紙2)機能・帳票要件	28件	2件	18件	<ul style="list-style-type: none"> ・大項目「5.滞納管理」に規定する「5.2.督促」機能を、大項目「4.保険料収納」に属するよう見直している ・機能追加、管理項目追加、機能要件の詳細化等に対応している ・実装必須機能として追加した機能及び削除した機能の適合基準日は、制度改正等の政策上必要と考えるものは令和8年4月1日、それ以外は令和9年4月1日としている
(別紙2)機能・帳票要件(指定都市)	なし	なし	なし	検討論点2、3にて対応している
(別紙3)帳票詳細要件	2件	なし	2件	大項目「5.滞納管理」に規定する「5.2.督促」機能を、大項目「4.保険料収納」に属するよう見直している
(別紙4)帳票レイアウト	2件	なし	2件	大項目「5.滞納管理」に規定する「5.2.督促」機能を、大項目「4.保険料収納」に属するよう見直している

※ 正誤対応の件数は含めておりません。また、意見照会結果の対応や検討論点1～検討論点3による対応は含めておりません。

具体的な対応内容(正誤対応を含む)は、11月WT、1月WT、2月WT資料に記載しています。

6. 検討論点4: 標準化PMOツールのご意見等を踏まえた見直し(2/2)

○ 第4回WT以後の標準化PMOツールのご意見等を踏まえた見直しとして、以下の見直しを行っている。

No	ご意見・ご質問の内容	回答内容・第3.0版案の概要
1	<p>検討課題一覧 No.11 連携要件(機能別連携仕様) 連携ID:025o005 介護と後期で実装必須/オプションの整合性が取れていない。</p> <p>介護側は実装必須となっていますが、後期側がオプションとなっています。介護の運用上必須ですので、後期側も実装必須にさせていただきますようお願い致します。</p>	<p>後期高齢支援システム標準仕様書の担当課と調整した結果、後期高齢支援システムとしては後期高齢者医療広域連合より提供される被保険者情報ファイルを利用されることも想定されているため、実装区分の変更は想定されていないとの回答でした。当回答を踏まえ、後期高齢支援システムと介護保険の連携について、以下のとおり連携機能を見直しました。</p> <p>① 後期高齢者医療広域連合が作成する被保険者情報を取り込む(照会する)連携機能の要件を標準オプション機能で、機能ID 0231417として新規追加。</p> <p>② 機能ID 0230011の「要件の考え方・理由」に①の機能追加を踏まえ、実装区分に関する補足を追記。</p>

機能・帳票要件 ※小項目には機能ID(旧)のIDを設定している。

【実装区分】◎:実装必須機能、○標準オプション機能、×:実装不可機能

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種別)	機能ID	機能要件	実装区分		要件の考え方・理由	備考(改定内容等)	適合基準日
						介護保険システム	認定審査システム			
1 介護保険共通	1.1 他システム連携	1.1.9.	訂正・補記	0230011	<p>後期高齢者医療システムに、後期高齢者医療被保険者情報被保険者情報(後期高齢者医療)を照会する。</p> <p>※1 庁内データ連携機能との連携を含む ※2 データの参照、取り込みは問わず、介護保険システムで利用できること ※3 連携頻度は(随時・日次・月次等とする) ※4 各事業の対象者及び関係者の異動者及び異動内容をEUC機能等により確認できること</p>	◎	×	<p>連携項目は、機能別連携仕様(介護保険)に定めるとおりとする。</p> <p>庁内データ連携機能は、デジタル庁が「地方公共団体情報システム共通機能標準仕様書」に規定している。</p> <p>機能ID 0231417を実装する場合は、当要件は標準オプション機能とする。</p> <p>【第3.0版】後期高齢者医療システムとの連携について、実装区分に関する考え方を補記</p>		
1 介護保険共通	1.1 他システム連携		新規追加	0231417	<p>後期高齢者医療広域連合電算処理システムより提供される後期高齢者医療の被保険者情報ファイルを取り込み、被保険者情報(後期高齢者医療)を介護保険システムで利用できること。</p> <p>※1 データの参照、取り込みは問わず、介護保険システムで利用できること ※2 連携頻度は(随時・日次・月次等とする)</p>	○	×	<p>当要件は後期高齢者医療システム担当とファイル受け渡しの調整が行われている前提で利用できる機能要件である。また、庁内データ連携機能ではなく、後期高齢者医療広域連合より提供されるファイルを取り込む機能を想定している。</p> <p>連携項目は、「後期高齢者医療広域連合電算処理システム外部インターフェース仕様書」の被保険者情報ファイルに準拠することとする。</p> <p>【第3.0版】後期高齢者医療の被保険者情報の連携として必要であるため新規追加</p>	【第3.0版】にて新規追加	

7. 主な継続検討事項や確認事項

- 主な継続検討事項や確認事項は、3ページに記載のとおり、令和6年度以降の検討としている7件となります。
- また、第9期介護保険制度見直し・介護報酬改定等に伴う省令改正等を含め、政府方針や国施策、追加の事務連絡等により、標準仕様書へ影響があり、第3.0版として改定を必要とするものがありましたら、対応する可能性があります。
- 検討会以降、第3.0版へ反映した際には対応内容等を適宜、構成員へ情報共有いたします。